

国の行政機関が扱う申請・届出等手続で15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由（内容）等
事業認定の申請	土地収用法第16条	4	1. 申請書類のうち、図面、民間が発行する意見書、過去に取得した免許、許可又は認可等を証する書面が大きな部分を占めており、それらのオンライン化は平成15年度までには困難である。 2. 公告・縦覧を予定しており申請書類は一括受理が適当であるため、部分的オンライン化は困難である。
事業計画の認定	新事業創出促進法第11条の2第5項	4	本手続は商法特例に係るものであり、商法改正（H14年度）により改正又は廃止される見通し
認定計画の変更に係る認定	新事業創出促進法第11条の3第1項	4	本手続は商法特例に係るものであり、商法改正（H14年度）により改正又は廃止される見通し
新事業再構築計画の実施状況の報告	新事業創出促進法第9条第1項の規定により適用される産業活力再生特別措置法実施要綱第6条第1項	4	本手続は商法特例に係るものであり、商法改正（H14年度）により改正又は廃止される見通し
工場移転に関する計画の認定	工業再配置促進法第5条第1項	4	法律制定後実績なし。今後も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討（経済産業省と調整済み）
工場移転に関する計画変更の認定	工業再配置促進法施行規則第6条第3項	4	法律制定後実績なし。今後も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討（経済産業省と調整済み）
石油使用者の申し出に基づく石油使用量の指定	石油需給適正化法第7条第1項ただし書	4	S49.2～5月までに申請する場合の規定なので、現時点では機能していないため、今後の動向を見てオンライン化検討
免許証の書換交付	宅地建物取引業法施行規則第4条の2	4	現物として発行している許可証を回収するものであるため、早期オンライン化は困難
許可証の再交付（汚損、破損の場合）	宅地建物取引業法施行規則第4条の3	4	旧許可証については、回収するものであるため、早期オンライン化は困難
積立式宅地建物販売業の許可（経由事務）	積立式宅地建物販売業法第3条第1項	4	（添付書類）定款、収支見積書、事業計画書、販売契約約款、直前4年分の貸借対照表及び損益計算書並びに利益処分に関する書類、株主等に関する調書、相談役等の氏名等を記載した書面、図面等 ・ 今後、新たに許可申請が出てくる見込みが全くないため、今後の動向を踏まえ検討
許可証の書換交付	積立式宅地建物販売業法施行規則第6条第1項	4	現物として発行している許可証を回収するものであるため、早期オンライン化は困難
許可証の再交付（汚損、破損の場合）	積立式宅地建物販売業法施行規則第7条	4	旧許可証については、回収するものであるため、早期オンライン化は困難
管理業務主任者試験	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条第2項	4	管理業務試験については、指定試験機関に行わせることとしており、国土交通大臣が実施する可能性は非常に低いことから、引き続き検討することとする。
管理業務主任者証の再交付（汚損、破損の場合）	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第77条第1項	4	汚損・破損した主任者証の回収が必要であることから、早期オンライン化は困難
施行計画の意見書の送付（経由事務）	新都市基盤整備法第25条第2項	4	法律制定後実績なし。今後も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
施行計画の変更の意見書の送付（経由事務）	新都市基盤整備法第25条第2項	4	法律制定後実績なし。今後も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
試験実施機関の指定	貨物自動車運送事業法第46条、道路運送法第44条	4	実績数がなく、システム整備がされていないため今後の動向を踏まえて検討

国の行政機関が扱う申請・届出等手続で15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由（内容）等
運送事業の運行管理者試験の受験申請受理	貨物自動車運送事業法第58条第1項、道路運送法第45条の12第1項	4	実績数がなく、システム整備がされていないため今後の動向を踏まえて検討
自家用貨物自動車の使用の届出	道路運送法第78条第1項前段	4	高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途に稼働開始を目指しているワンストップサービスの実施に併せてオンライン化を実施予定。
自家用貨物自動車の届出事項の変更届出	道路運送法第78条第1項後段	4	高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途に稼働開始を目指しているワンストップサービスの実施に併せてオンライン化を実施予定。
自家用貨物自動車の使用の廃止等の届出	道路運送法第78条第2項	4	高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途に稼働開始を目指しているワンストップサービスの実施に併せてオンライン化を実施予定。
土砂等運搬大型自動車の使用の届出	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第1項	4	高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途に稼働開始を目指しているワンストップサービスの実施に併せてオンライン化を実施予定。
土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第2項	4	高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途に稼働開始を目指しているワンストップサービスの実施に併せてオンライン化を実施予定。
届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第3項	4	高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途に稼働開始を目指しているワンストップサービスの実施に併せてオンライン化を実施予定。
使用廃止の届出	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第5条	4	高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途に稼働開始を目指しているワンストップサービスの実施に併せてオンライン化を実施予定。
保障事業の請求書の送付	自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則第3条	4	添付書類には、「事故証明書」、「診断書」等書面が必要であるため困難。引き続き検討する。
保険・共済除外標章の交付	自動車損害賠償保障法第10条の2第1項	4	現在のところ、保険・共済除外標章の表示義務が課せられている自動車がないが、今後の動向を踏まえ検討
政府保障事業（ひき逃げ、無保険）の請求	自動車損害賠償保障法第72条第1項 自動車損害賠償保障法施行規則第27条第1項	4	自動車損害賠償保障法第77条の規定により委託しているので困難。引き続き検討する。

国の行政機関が扱う申請・届出等手続で15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由（内容）等
政府保障事業（保険会社への補償）の請求	自動車損害賠償保障法第72条第2項 自動車損害賠償保障法施行令第28条第1項	4	自動車損害賠償保障法第77条の規定により委託しているので困難。引き続き検討する。
保有者に責任がない場合の仮渡金の返還請求	自動車損害賠償保障法第76条第3項	4	民法の時効中断措置の電子化の方針を見据える必要がある。
保険料等充当交付金の交付	自動車損害賠償保障法附則第7項 自動車損害賠償保障法施行令附則第2項	3	保険料等充当交付金の交付（平成14年度から6年間で終了）は時限措置なので電子化は困難。
自動車の新規登録	道路運送車両法第7条第1項	4	高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途にワンストップサービスの稼働開始を目指している。
自動車の変更登録	道路運送車両法第12条第1項	4	高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途にワンストップサービスの稼働開始を目指している。
自動車の移転登録	道路運送車両法第13条第1項	4	高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途にワンストップサービスの稼働開始を目指している。
滅失し、解体し又は用途を廃止した場合等の自動車の抹消登録	道路運送車両法第15条第1項	4	高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途にワンストップサービスの稼働開始を目指している。
運行の用に供することをやめた場合の自動車の抹消登録	道路運送車両法第16条第1項	4	高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途にワンストップサービスの稼働開始を目指している。
臨時運行の許可	道路運送車両法第34条第2項	4	自賠償保険の確認、臨時運行許可番号標の交付等が必要であり16年度以降引き続き検討
回送運行許可証の交付	道路運送車両法第36条の2第3項	4	自賠償保険の確認、回送運行許可証の交付等が必要であり16年度以降引き続き検討
検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の臨時運行の許可	道路運送車両法第73条第2項	4	自賠償保険の確認、臨時運行許可番号標の交付等が必要であり16年度以降引き続き検討

国の行政機関が扱う申請・届出等手続で15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由（内容）等
検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の回送運行の許可証の交付	道路運送車両法第73条第2項	4	自賠責保険の確認、回送運行許可証の交付等が必要であり16年度以降引き続き検討
検査対象外軽自動車の使用の届出	道路運送車両法第97条の3第1項	4	自賠責保険の確認、車両番号標の交付等が必要であり16年度以降引き続き検討
検査対象外軽自動車の届出済証の記載事項の変更届出	道路運送車両法施行規則第63条の4	4	自賠責保険の確認、軽自動車届出済証の提出等が必要であり16年度以降引き続き検討
検査対象外軽自動車の届出済証返納証明書の交付	道路運送車両法施行規則第63条の6第2項	4	軽自動車届出済証返納証明書の交付が必要であり16年度以降引き続き検討
更正登録の申請	自動車登録令第28条	4	高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途にワンストップサービスの稼働開始を目指している。
OCRに用いる申請書等の様式等の承認	自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第5条第1項	4	OCRシートの現物の提出が必要となっており、システムの検討に時間を要する
自動車の登録証書の交付	道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第5条第1項	4	登録証書の交付及び旅券等の提示が必要であり16年度以降引き続き検討
原動機付自転車の登録証書の交付	道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第5条第2項	4	登録証書の交付及び旅券等の提示が必要であり16年度以降引き続き検討
自動車重量税の納付手続（印紙・現金）	自動車重量税法第8条、第9条、第10条、第12条第2項、第12条第3項	4	高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途にワンストップサービスの稼働開始を目指している。
車台番号等の打刻の塗まつ等の許可	道路運送車両法第31条	4	当該自動車の提示が必要なため16年度以降引き続き検討困難
自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の新規検査	道路運送車両法第59条第1項	4	当該自動車の提示を省略できるものは、高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途にワンストップサービスの稼働開始を目指している。
自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の継続検査	道路運送車両法第62条第1項	4	当該自動車の提示を省略できるものは、高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途にワンストップサービスの稼働開始を目指している。

国の行政機関が扱う申請・届出等手続で15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由（内容）等
臨時検査（小型特殊自動車を除く。）	道路運送車両法第63条第2項	4	当該自動車の提示が必要なため16年度以降引き続き検討
自動車検査証の記載事項の変更について自動車検査証の記入（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）	道路運送車両法第67条第1項	4	現物（当該自動車及び自動車検査証）の提示が必要なため16年度以降引き続き検討
自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の予備検査	道路運送車両法第71条第1項	4	当該自動車の提示を省略できるものは、高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目途にワンストップサービスの稼働開始を目指している。
自動車検査証の交付	道路運送車両法第71条第4項	4	現物交付のため困難。ワンストップサービスの動向を注視中
自動車予備検査証の交付に係る自動車の臨時検査	道路運送車両法第71条第7項（第63条第2項本文準用）	4	当該自動車の提示が必要なため16年度以降引き続き検討
自動車予備検査証の記載事項の変更記入	道路運送車両法第71条第8項（第67条第1項準用）	4	現物（当該自動車及び自動車予備検査証）の提示が必要なため16年度以降引き続き検討
自動車整備士技能検定の申請	自動車整備士技能検定規則第20条第1項＜道路運送車両法＞	4	申請時の提示書面として、民間の発行する受験資格証明書又は試験免除証明書が必要であり、当該証明書が申請書類の主要部分であるため部分的な電子化は困難である。
自動車検査用機械器具の校正を行う者の指定	指定自動車整備事業規則第13条第1項＜道路運送車両法＞	4	校正を行う者が現在1社であり、今後の動向をふまえ検討
校正に関する規則の変更の届出	指定自動車整備事業規則第13条第2項＜道路運送車両法＞	4	校正を行う者が現在1社であり、今後の動向をふまえ検討
原状変更に係る許可	船舶安全法第11条の2	4	本手続は、「再検査又は再検定の申請」（国2Bに記載）の中で実施される手続であり、一体としてオンライン化する必要があるため
現状変更に係る許可	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の13第3項	4	本手続は、「再検査の結果の取り消し提起」（国2Bに記載）の中で実施される手続であり、一体としてオンライン化する必要があるため
原状変更に係る許可	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項	4	本手続は、「再検査又は再検定の申請」（国2Bに記載）の中で実施される手続であり、一体としてオンライン化する必要があるため

国の行政機関が扱う申請・届出等手続で15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由（内容）等
航行に関する報告	船員法第19条	4	航海日誌を提示し、行政官庁が船長から直接事故調査等の聞き取りを行うため引き続き検討
航行に関する報告証明申請書	船員法施行規則第15条	4	航行に関する報告をする際に行うものであり、引き続き検討
雇入契約の公認	船員法第37条第1項	4	海員名簿、船員手帳等を提示し、行政官庁が船長から直接労働条件等の聞き取りを行うため、引き続き検討
年少船員の使用の認証	船員法第85条第3項	4	雇入契約の公認と一体的に行われるものであり、引き続き検討
就業規則の届出（1）給料その他の報酬（2）労働時間（3）休日及び休暇（4）定員	船員法第97条第1項前段	4	内容が適正であるかどうかについて対面審査が必要であり、当面オンライン化実施は困難
就業規則変更の届出	船員法第97条第1項後段	4	内容が適正であるかどうかについて対面審査が必要であり、当面オンライン化実施は困難
就業規則の届出（1）食料並びに安全及び衛生（2）その他	船員法第97条第2項前段	4	内容が適正であるかどうかについて対面審査が必要であり、当面オンライン化実施は困難
就業規則変更の届出	船員法第97条第2項後段	4	内容が適正であるかどうかについて対面審査が必要であり、当面オンライン化実施は困難
就業規則の届出	船員法第97条第3項前段	4	内容が適正であるかどうかについて対面審査が必要であり、当面オンライン化実施は困難
就業規則変更の届出	船員法第97条第3項後段	4	内容が適正であるかどうかについて対面審査が必要であり、当面オンライン化実施は困難
一括公認の許可	船員法施行規則第22条第1項	4	海員名簿、就業規則、船舶検査証書等、船舶の種類によって提示・提出書類があり対面審査を必要とするため、引き続き検討
船長の就退職等の証明	船員法施行規則第24条第1項	4	船内に備置すべき海員名簿の提示が必要であり、引き続き検討
船員手帳の交付	船員法施行規則第28条第1項	4	個人の証明であることから、本人であることを確認することが不可欠であり、引き続き検討
船員手帳の訂正等	船員法施行規則第31条第1項	4	個人の証明であることから、本人であることを確認することが不可欠であり、引き続き検討
船員手帳の書換え	船員法施行規則第34条第1項、第4項	4	個人の証明であることから、本人であることを確認することが不可欠であり、引き続き検討
海技従事者の免許	船舶職員法第4条第1項	4	個人の資格であることから、対面審査が必要であり、引き続き検討。 OCR用申請書を用いており、システムの改編に要する時間が現時点では不明。
海技士（航海）（機関）免許に係る履歴限定の変更又は解除	船舶職員法第5条第3項	4	海技免状（写し不可）そのものを必要とするため、引き続き検討

国の行政機関が扱う申請・届出等手続で15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由（内容）等
小型船舶操縦士免許に係る設備限定の変更又は解除	船舶職員法第5条第7項	4	海技免状（写し不可）そのものを必要とするため、引き続き検討
海技免状の有効期間の更新	船舶職員法第7条の2第2項	4	海技免状（写し不可）そのものを必要とするため、引き続き検討
登録事項及び海技免状の訂正	船舶職員法施行規則第7条第1項	4	海技免状（写し不可）そのものを必要とするため、引き続き検討
失業認定申告書	船員保険法施行規則48条の4 船員保険法	4	本人の出頭及び船員失業保険証・船員手帳の提示を必要とすることから引き続き検討
海技免状の失効再交付申請	船舶職員法施行規則第9条の8	4	海技免状（写し不可）そのものを必要とするため、オンライン化不可。
嘱託登録	航空機登録令第8条、31条	4	裁判所からの嘱託登録がオンライン化される必要があるため
運用限界等指定書の交付	航空法施行規則第13条	4	航空法第59条第4号（→施行規則第144条の2）において運用限界指定書の航空機への備え付けが義務化されており、書面による交付が不可欠であるため、印刷の際の偽造、複数印刷等の問題が解決された後に電子化を再検討したい。
航空身体検査証明の申請	航空法第31条第1項	4	申請については、指定航空身体検査医による面談及び航空身体検査指定機関(医療機関)からの診断書提出が必要なため、これらがオンライン化可能になった後、順次実施予定。交付については、航空法第67条の規定により航空身体検査証明書（写し不可）の携帯が義務づけられているため、オンライン化不可。
航空身体検査証明申請書の返付	航空法施行規則第61条の3第1項	4	航空身体検査証明申請書の提出を電子化することが困難なため。
航空機操縦練習の許可	航空法第35条第1項第1号	4	医師の診断書を提出することとなっているため。許可書（写し不可）の携帯が義務づけられているため。
港内又は港の境界付近において海難が発生した場合における措置	港則法第25条	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
特定港内航路通報	港則法施行規則第23条の2、第24条、第29条、第29条の3、第29条の5、第33条、第35条、第38条、第43条、第47条、第51条	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
巨大船等の航行に関する通報	海上交通安全法第22条	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
海難が発生した場合における措置	海上交通安全法第33条第1項	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
油等の排出の通報	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第38条第1項	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
油等の排出の通報	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第38条第2項	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。

国の行政機関が扱う申請・届出等手続で15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由（内容）等
油等の排出の通報	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第38条第3項	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
油等の排出の通報	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第38条第4項	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
油等の排出の通報	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第38条第5項	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
油等の排出の通報	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第38条第7項	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
危険物が排出された場合の措置	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第42条の2第1項	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
危険物が排出された場合の措置	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第42条の2第2項	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
海上火災が発生した場合の措置	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第42条の3	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
海上火災が発生した場合の措置	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第42条の4	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
水路関係事項の通報	水路業務法第19条第1項	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
航路の障害となる虞のある物件の発見等海上保安庁の刊行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象を発見したときの通報	水路業務法第20条	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
海象の観測により海上保安庁の刊行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象を発見したときの通報	水路業務法第23条	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
事故発見時の報告	航路標識法第7条	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
休業給付の請求	海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示第5条第5号	4	告示第8号様式では医師の証明欄が規定されており、本人の署名・押印はもとより、「医師の証明（休業理由の記載、署名・押印）」を必要としているため、当面オンライン化実施は困難。
療養の現状報告（療養2年以上）	海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示第17条第1号	4	告示第19号様式では医師の証明欄が規定されており、本人の署名・押印はもとより、「医師の証明（傷病治療内容の記載、署名・押印）」を必要としているため、当面オンライン化実施は困難。

国の行政機関が扱う申請・届出等手続で15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由（内容）等
障害の現状報告	海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示第17条第2号	4	告示第19号様式では医師の証明欄が規定されており、本人の署名・押印はもとより、「医師の証明（傷病治療内容の記載、署名・押印）」を必要としているため、当面オンライン化実施は困難。
療養の現状報告（療養1年6月を経過した者）	海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示第17条の2	4	告示第19号様式では医師の証明欄が規定されており、本人の署名・押印はもとより、「医師の証明（傷病治療内容の記載、署名・押印）」を必要としているため、当面オンライン化実施は困難。
遺族給付年金前払一時金の請求	海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示第23条第1項	4	告示第26号様式では請求者の同順位者の署名・押印欄が規定されており、同順位者の同意の署名・押印が必要であるため、当面オンライン化実施は困難。
船位の通報	船位通報制度に関する告示	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
手続数合計	114		

（注）1 本表は、平成15年度までにオンライン化を実施することが困難であるものについて記載する（別添国2Aのうち該当するものを転記）。

- 2 「オンライン化できない理由」欄には、「申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合」は「1」、「申請者への対面審査（出頭の義務付け）を要する場合」は「2」、「その他の場合（手続の性質によりオンライン化条件整備ができないものに限る。）」は「3」、「オンライン化は実施するが、平成15年度までに実施困難な場合」は「4」と半角英数字で記入すること。

なお、平成14年1月7日付け「行政手続のオンライン化に関する調査について（依頼）」の「オンライン化実施困難手続の把握

- 3 「オンライン化できない理由（内容）等」欄には、別添国2Aの「備考」欄の記載事項のうち、オンライン化できない理由の内容等を記入すること。
なお、上記1月7日付け調査の様式 付表との整合を図ること。

- 4 「片道・往復」欄には、「手続名」欄記載のものについて、その一連の流れにおける申請等（行政機関等に対して行われる通知）と処分通知等（行政機関等が行う通知）の件数を記載してください。

（例の場合でいうと、再交付の申請と、申請に対する許可証等の交付があり合わせて2件となるため「2」と記入する（なお、本表は、往復の手続の場合は申請、処分通知のいずれもオンライン化困難な場合、片道の場合はその申請又は処分通知がオンライン化困難な場合に記載することに留意）。）